

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料の納付方法)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(授業料の納付方法)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、知事は、第11条の規定による授業料の免除の申請をした者については、当該申請に対する審査の結果に係る通知の日までの間、第1項に規定する額の納付を猶予するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の申請をした者又は第11条の規定による免除を受けた後授業料の免除の額に変更（当該額が減額された場合に限る。）があり、若しくは免除を受けることができなくなった者に係る授業料の納付期間その他の授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>(入校料の納付方法)</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(入校料の納付方法)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、第11条の規定による入校料の免除の申請をした者については、当該申請に対する審査の結果に係る通知の日までの間、入校料の納付を猶予するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の申請をした者に係る入校料の納付期間その他の入校料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>(授業料の免除)</p> <p>第11条 知事は、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者その他規則で定める特別の理由があると認められる者に対しては、授</p>	<p>(授業料及び入校料の免除)</p> <p>第11条 知事は、経済的理由によって授業料及び入校料の納付が困難であり、<u>かつ、高い修業意欲を有する</u>と認められる者その他規則で定める特別の</p>

業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料等及び寄宿舎料の不還付)

第12条 既納の授業料等及び寄宿舎料は、還付しない。ただし、前条の規定に基づき免除された授業料については、この限りでない。

附 則

1～4 [略]

理由があると認められる者に対しては、授業料及び入校料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料等及び寄宿舎料の不還付)

第12条 既納の授業料等及び寄宿舎料は、還付しない。ただし、前条の規定に基づき免除された授業料及び入校料については、この限りでない。

附 則

1～4 [略]

5 第5条第1項又は第10条第1項の規定にかかわらず、知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修業が困難で特に必要があると認められる者に対しては、入校検定料又は寄宿舎料を免除することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行し、この条例による改正後の職業能力開発校条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の授業料、同年4月1日以後に入校を許可された者に係る入校料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。
- 2 この条例の施行の日の前日において現に在籍する者については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間に限り、なお従前の例によることができる。
- 3 改正後の条例附則第5項に規定する者が納付した寄宿舎料で、同項の規定に基づき免除されたものに係る改正後の条例第12条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「前条」とあるのは「前条又は附則第5項」と、「入校料」とあるのは「入校料並びに寄宿舎料」とする。